

平成 30 年度 第 2 回 学校規模適正化推進懇談会

平成 31 年 1 月 24 日 (木) 午前 10 時～
市役所東庁舎 1 階 第 12 会議室

1 ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画 (案) について

2 その他

ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画（案）について

1 これまでの経緯

7月に中間案を公表し、その後市民向けシンポジウムや各区での地域説明会等を行い、保護者や地域の方に計画について周知を図るとともに、中間案に対する意見をいただいた。

(1) 市民向けシンポジウム

- ア 開催日 平成 30 年 7 月 22 日
- イ 会場 名古屋コンベンションホール
- ウ 参加者数 212 人

エ アンケートにおける主な意見（アンケートの意見数 97 人）

- ・地域の意見を吸い上げる必要がある。スピーディに計画を進めてほしい。
- ・子どもたちの教育環境を整えるために統合が必要と感じる、実情に合わせ期限を切って、地域を巻き込み本気で取り組んでほしい。
- ・トイレはすぐにでもつくり変えてほしい、施設の老朽化対策に早急に取り組んでほしい。
- ・1クラスの人数を減らすなど弾力的に考えてほしい。

(2) 地域説明会

- ア 開催日 平成 30 年 7 月 25 日～10 月 26 日
- イ 会場 緑区役所始め各区 1 か所で全 16 回開催
- ウ 参加者数 386 人

エ 地域説明会での主な意見

（会場での意見陳述 111 人、アンケートの意見数 168 人）

- ・個別プランをもとにした説明・協議では学区連協の場へ出向き丁寧に説明して欲しい、教育委員会がリーダーシップをとって進めるべき。
- ・学級規模を現在より小さくすれば学校統合しなくてもクラス替えできるようになるのではないか。
- ・学校が統合された後、災害時の避難所や地域活動がどうなるか心配。
- ・小学校で徒歩 2 km が目安というのは低学年にとって厳しいと思う。
- ・小規模校なりの良さがあり、小規模校が問題だと感じていない。

(3) 保護者、教職員からの意見

ア 意見聴取方法

9月10日に小学校を通じて、計画の中間案の概要を保護者及び教職員に配付し、意見を募集。なお、中学校にも参考に配付している。

イ 保護者のアンケートの主な意見（アンケート数 561件）

- ・小規模校だと人間関係が固定化してしまうため、学校統合により子どもの友達を増やしてほしい。
- ・小学校の通学距離が2kmというのは遠いのではないかと、統合した時に子どもが安全に学校へ通えるようにしてほしい。
- ・統合を決める前から保護者や地域にしっかりと説明してほしい。
- ・学校施設が老朽化しているので改修してほしい、トイレを和式から洋式に改修してほしい。
- ・体育館や運動場の割り当てが限られているため、過大規模校を解消してほしい。

ウ 教職員のアンケートの主な意見（アンケート数 251件）

- ・施設の老朽化の改修をしてほしい、トイレの改修をしてほしい。
- ・小規模校だと職員の負担も大きいため、統合を進めてほしい。
- ・計画を進める時には、地域や現場の声を聞きながら進めてほしい。
- ・統合によって学区が広くなり通学距離が長くなることは不安である。
- ・過大規模校だと校庭で遊ぶ時間が確保できず、運動量が不足していると感じるため過大規模校を解消してほしい。

2 中間案からの主な変更点

事 項	変更点	頁
計画期間	計画期間の中に必要に応じた見直しを行うことや、統合が実現した学校での検証を行うことを追加	1、24
取り組みの方法と配慮事項	統合後の跡地活用や通学安全の取り組み、統合後の地域活動について事例を追加	13、 19、20
小規模校への取り組みの進め方	「個別プラン」の対象となる学校の考え方や、プランに掲載する項目例を追加	15、16
取り組みの推進体制等	組織・人員を拡充し、望ましい学校規模の早期実現を図ること等を追加	18
過大規模校への取り組み	取り組みの方法や進め方等について丁寧に記載	21～ 23

(注) 表中の頁は別添「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画 (案)」の頁を示す。

3 ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画（案）の概要について （注）下線部は中間案からの変更部分

3-1 ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画について

（1）計画策定の趣旨

本市では、少子化に伴い小規模校が増加したことから、平成22年に「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」及び「小規模校対策に関する実施計画」を策定し、対策を進めてきた。

平成28年度に計画期間が終了した段階においても、小規模校は増加しており、過大規模校や学校施設の老朽化等の課題も生じているため、学校規模に関する新たな計画を策定する。

（2）目指すべき姿

望ましい学校規模を確保することで、「子どもたちがいきいきと輝く良質な教育環境」を目指す。

（3）行動指針

ア 子どものことを第一に考え、教育委員会が主体的に望ましい学校規模の確保に取り組む。

イ 学校ごとの具体的なプランに基づき、目指すべき姿を早期に実現する。

ウ 望ましい学校規模の確保を契機に、教育・学校運営面、施設面それぞれにおいて教育環境の向上を図る。

（4）計画期間

2019（平成31）年度から2033年度までの15年間

※本計画に基づく取り組みの状況や人口動向の変化等を踏まえ、計画期間の中間年を目処に、必要に応じて計画の見直しを行う。

(5) 実現したい学校ビジョン

本計画に基づく取り組みを進め、望ましい学校規模を確保することにより、子どもたちがいきいきと輝く魅力的な学校ビジョンの実現を目指す。

実現したい学校ビジョン

教育面 子どもたちが多くの人とふれあい育ちます。

- ◇様々な考え方や価値観に触れ、切磋琢磨することで、社会性やコミュニケーション能力、向上心等を高めることができる。
- ◇クラス替えを契機として意欲を新たにしたり、新しい人間関係を構築する力を身に付けたりすることができる。
- ◇運動会や文化祭等、学校行事において、種目や演目の選択肢に幅をもたせ、クラス同士が切磋琢磨することで、行事が活性化する。
- ◇係活動等の役割をバランスよく分担することで、子どもたち一人ひとりが活躍する場や機会を確保することができる。

学校運営面 教員が子どもとより向き合うことができ、指導が充実します。

- ◇小規模校よりも教員の配置人数が多くなり、校務や行事の事務分担を適切に行うことができるため、教員が子どもと向き合う時間をより多く生み出せる。
- ◇教員が連携をとって子どもたち一人ひとりの個性や行動を把握できるようになり、きめ細やかな指導を行える。

施設面 学校施設の老朽化を早期に改善します。

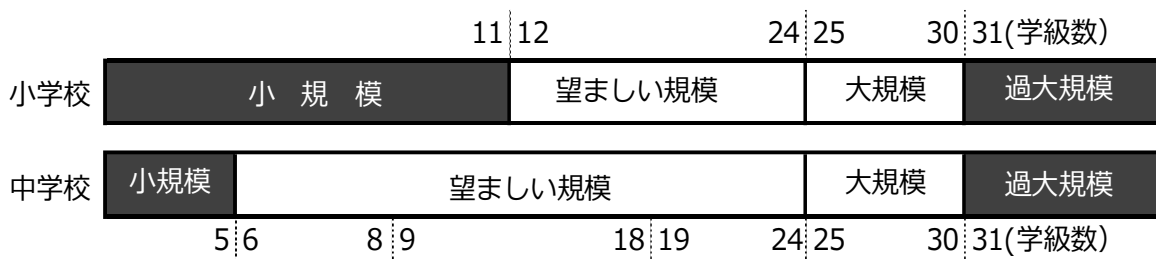
- ◇学校統合を契機に、必要に応じたりニューアル改修や増改築を行うことで、老朽化の進む学校施設の早期改善を図り、安心・安全・快適な施設環境を確保する。
- ◇多目的教室やオープンスペース、電子黒板等のICT環境の整備を始め、学習指導要領の改訂等に合わせて求められる教育環境の多様な変化に、優先的に対応する。

3-2 現状と課題

(1) 現状

ア 学校規模の考え方

本市では、小学校は12から24学級、中学校は6から24学級を「望ましい学校規模」と考える。



※中学校は、教員配置等、教育諸条件を考慮し、9から18学級をより望ましい規模と考える。

イ 児童・生徒数の推移

児童・生徒数は、ピーク時の1982（昭和57）年度と比較して4割以上減少している。少子化は今後も続くと予想されており、約30年後の2050年には、さらに減少する見込みである。

ウ 小規模校・過大規模校の推移

小規模校は増加しており、本市の市立小学校の約3割が小規模校となっている。

(2) 課題

ア 小規模校

○小規模校には、学校行事ですべての児童・生徒に活動の場を与えやすい、異学年の交流が図りやすい等の面があるが、次のような課題がある。

- 日々の学校生活の中で、様々な考え方や価値観に出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる。
- 子どもたちの実態に応じたクラス替えが困難であるため、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じやすい。
- 小規模校では教員数が少ないため、教員一人あたりの校務や行事に関わる負担が重い。
- 学級の枠を越えた習熟度別指導や学年内の役割による専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。

○課題を解決しつつ、小規模校のよさを残しながら、児童・生徒の教育環境を向上するため、一定規模以上の学級数が必要であると考え。

イ 過大規模校

- 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる。
- 教員集団として、子どもたち一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難である。

ウ 施設の老朽化

- 財政的に持続可能な範囲で、学校施設を安心・安全・快適に維持管理していくためには、施設の長寿命化とともに、保有資産量の適正化をどのように進めていくかが課題となっている。

(3) 課題の解決に向けて

- 平成29年10月から、学識経験者や学校関係者、保護者、地域の関係者等からなる「学校規模適正化推進懇談会」を開催し、「学校の小規模化、過大規模化を解消し、良好な教育環境を確保する」というテーマで意見交換を行った。
- 懇談会での意見も踏まえて、本計画を策定し、課題解決に向けた望ましい学校規模を確保する取り組みを推進する。

3-3 今後の小規模校への取り組み

(1) 取り組みの方法に関すること

- 「通学区域の変更」または「学校の統合」により進める。
- 学校の統合は、次の考え方により行う。

ア 統合の組み合わせ

原則として、同じ行政区内、同じ中学校ブロック内の組み合わせとする。ただし、特に有効と考えられる場合には、行政区や中学校ブロックを超えた統合を検討する。

イ 小学校と中学校の併設

通学距離や敷地条件等で特に有効と考えられる場合は検討する。

ウ 通学距離

徒歩を基本とし、小学校は概ね2キロメートル、中学校は概ね3キロメートルを目安とする。

エ 学校等の沿革・歴史等、諸条件の勘案

統合校の組み合わせを検討する際には、学校の沿革や歴史、地域の特性、校地・校舎等の諸条件を可能な限り勘案する。

オ 統合校のあり方

原則として、統合により一方の学校を残し、他方の学校を廃止するのではなく、新しい学校を開設するという考え方で取り組む。

カ 跡地の活用

防災拠点等、地域に必要な機能に配慮しながら、余剰となる資産の有効活用を全市的な視点で検討する。

<参考>

統合により使用しなくなった校地や校舎は、次のように有効活用されている。いずれの跡地も指定避難所等となっており、地域の防災機能も確保されている。

- ・旧江西小 インターナショナルスクール（予定）
- ・旧那古野小 会議室、シェアオフィス、イベントスペース等（予定）
- ・旧新明小 コミュニティセンター
- ・旧六反小 私立中学校
- ・旧本陣小 中村区役所等複合庁舎（予定）
- ・旧亀島小 民間保育園及び公園、地域住民利用施設（予定）、サービス付き高齢者向け住宅（予定）等



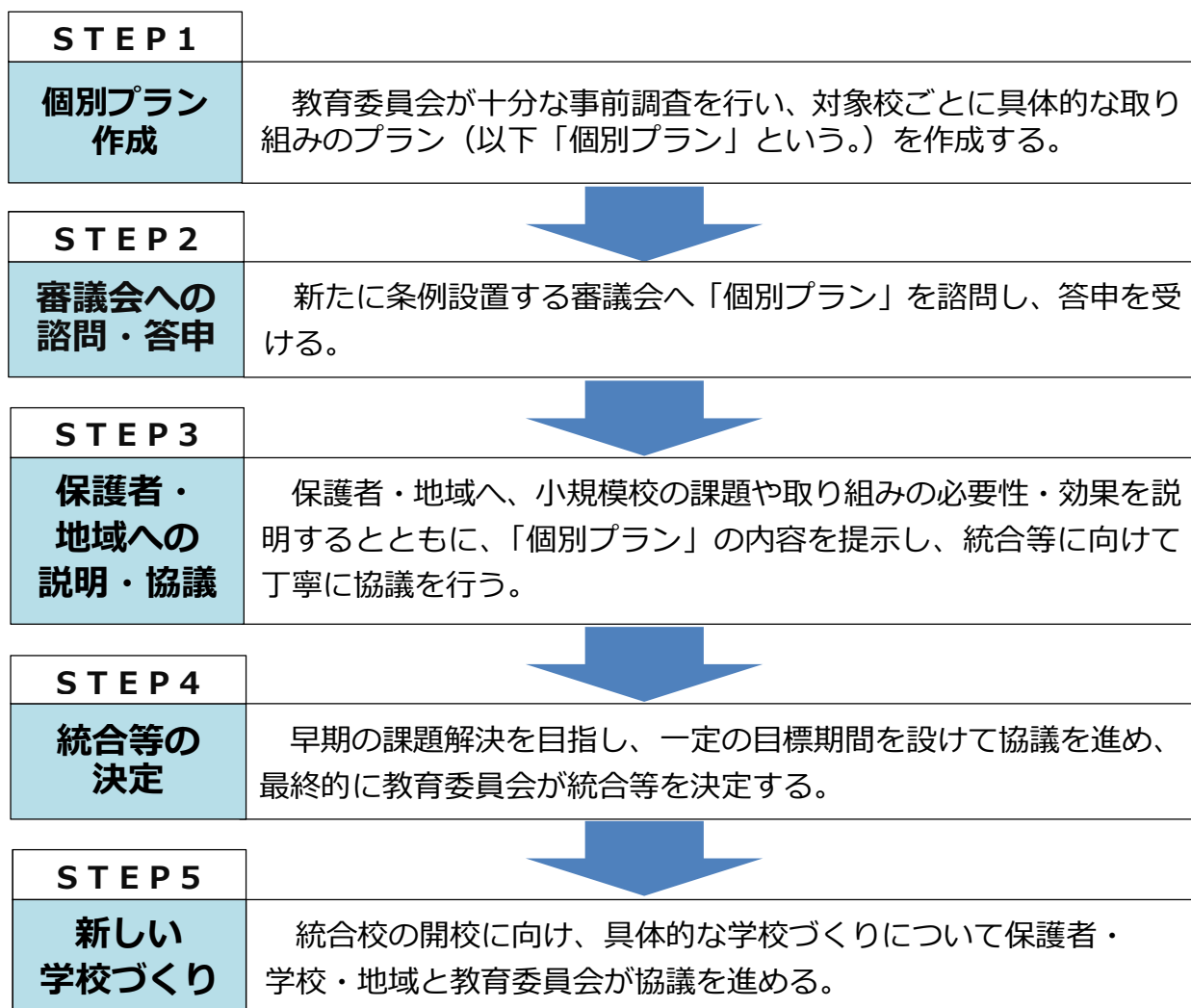
旧六反小跡地



旧亀島小跡地

(2) 取り組みの進め方に関すること

ア 取り組みの流れ



イ 「個別プラン」について

- 保護者・地域への説明・協議を進める際に、具体的な取り組み内容を提示するため、「個別プラン」を作成する。
- 「個別プラン」の対象の学校は、(ア)～(ウ)に全て該当する小・中学校とする。ただし、(ア)～(ウ)は学級数や幼児人口等の変化に応じ、毎年度更新する。

(ア) 小規模校であること。

(イ) 6年間小規模校が継続する見込みであること。

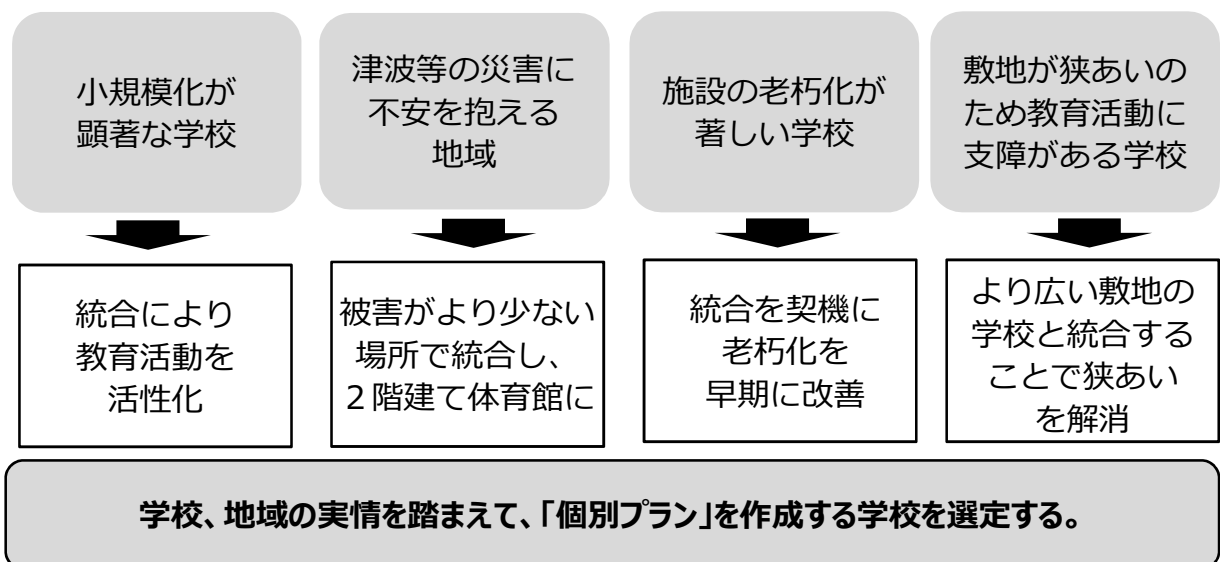
※幼児人口(0～5歳児)や児童人口に、集合住宅の開発計画や人口移動率等を加味し短期的な将来推計を用いる。

(ウ) 6～15年後も小規模化の傾向であること。

※国勢調査の結果を基に、出生率等を加味した中長期的な将来推計を用いる。

<参考>2018(平成30)年5月1日現在の小規模校名を掲載(別添「計画(案)」15頁)

- 「個別プラン」を作成する学校は、小規模化の状況の他、学校や地域の抱える実情を踏まえて選定する。



- 「個別プラン」には、十分な事前調査を行った上で、統合の相手校や統合の場所等の項目について教育委員会の考え方を掲載する。

ウ 審議会による審議

- 取り組みを進めるにあたり、中立性・客観性が求められるとともに専門的立場からの見識や判断等が必要であるため、条例に基づく審議会を新たに設置する。
- 審議会は、「個別プラン」に関するものの他、望ましい学校規模の確保に関する重要事項について調査・審議し、教育委員会に答申する。

エ 保護者・地域との説明・協議

- 審議会の答申を受けて、小規模校の課題、取り組みの必要性や効果とともに、「個別プラン」の内容を保護者・地域へ説明する。
- あらかじめ設定した目標期間を目処に、保護者・地域と丁寧に協議を重ねた上で、教育委員会が統合等を決定する。

(3) 取り組みの推進体制等に関すること

- 取り組みにあたる組織・人員を拡充し、複数の担当チームを確保することで、1か所の学校に集中的に対応し、望ましい学校規模の早期実現を図る。
- 地域のニーズや課題を把握し、取り組みに反映できるよう、区役所との連携を図るとともに、子どもの状況等を把握するため、学校現場との連携を強化する。

(4) 施設整備に関すること

ア 統合校における整備

統合後の児童・生徒数等に応じて必要なリニューアル改修や増改築を統合時に行うことで、老朽化の進む学校施設の早期改善や、多様化する教育ニーズへの対応等、子どもたちの教育環境の向上を図る。

イ 整備に際して検討する事項

将来の柔軟な教室転用が可能となる鉄骨造や余剰スペースが生じる場合に幅広い視点での有効活用、福祉施設等との複合化等を学校の整備に際して検討する。

(5) 取り組みを進める上での配慮事項

統合等の取り組みについては、児童・生徒の学校生活や通学の安全、学校統合後の地域活動、学校現場の負担軽減等に配慮しながら進めていく。

ア 通学の安全

<参考>なごや小学校における通学路の安全対策の例



狭い歩道にガードパイプを設置



注意標示の設置



歩行者先行信号の設置



通学練習会を実施

イ 学校統合後の地域活動

<参考>なごや小学校がある3学区の活動



幅下学区の盆踊り



江西学区の防災訓練



那古野学区の餅つき大会

3-4 今後の過大規模校への取り組み

(1) 取り組みの方法に関すること

○過大規模校への取り組みは、「通学区域の変更」または「学校の分離新設」により進める。

ア 通学区域の変更

○隣接校が受け入れ可能な学校規模である場合は、通学区域の変更により進める。

○地域活動の範囲も併せて変更することが困難な場合は、指定された(または保護者の選択による)学校に通学する特例制度を適用する。

イ 学校の分離新設

○隣接する学校への通学区域の変更が困難であり、用地の確保が可能である場合は、学校の分離新設を検討する。

ウ その他の検討事項

○「通学区域の変更」や「学校の分離新設」に加え、他都市で実施されているような新たな手法について検討する。

○用地取得後に過大規模化が解消され、学校の分離新設が見込まれない状況となった場合には、当該用地の有効活用を検討する。

(2) 取り組みの進め方に関すること

○小規模校への取り組みと同様、「個別プラン」を作成し、保護者・地域へ、過大規模校の状況や取り組みの必要性について、丁寧に説明・協議を行う。

○「個別プラン」の対象となる学校は、(ア)、(イ)に全て該当する小・中学校とする。ただし、(ア)、(イ)は学級数や幼児人口等の変化に応じて、毎年度更新する。

(ア) 過大規模校であること。

(イ) 6年間過大規模校が継続する見込みであること。

※幼児人口(0~5歳児)、児童人口に、集合住宅の開発計画や人口移動率等を加味した短期的な将来推計を用いる。

<参考>2018(平成30)年5月1日現在の過大規模校名を記載(別添「計画(案)」23頁)

3-5 計画の推進に向けて

(1) 情報の発信

本市の現状や取り組み等について、ホームページへの掲載や統合校の見学会等、積極的な情報発信を行う。

(2) 取り組みの検証

今後、統合等が実現した学校において、アンケート調査やヒアリングを行い、統合等の成果や課題等について検証する。

4 今後の予定

平成31年 1月 ～2月	パブリックコメントの実施
3月	「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」策定
4月～	<ul style="list-style-type: none">・計画に基づき取り組みを開始・条例に基づく審議会の設置

御園小・名城小

第1号

小規模校対策だより

平成30年12月21日
教育委員会
教育環境計画室

= 御園小・名城小 保護者・地域住民合同説明会を開催しました =



12月14日(金)及び15日(土)に、名古屋市教育館講堂で、御園小・名城小 保護者・地域住民合同説明会を行いました。当日は、保護者87人・地域住民25人の参加をいただきました。

はじめに教育委員会から、統合等の小規模校対策の必要性、御園小と名城小の児童数の現状や今後の予想、小規模校対策の進め方などをご説明し、両校の保護者・地域住民の代表者による検討会の設置をお願いいたしました。その後、グループに分かれ活発な意見交換をしていただき、教育委員会より回答いたしました。主な意見や疑問は次の通りです。

【 主な意見 】

- できるだけ早い時期に統合をしてほしい。
- むしろ小規模校のよさを実感している。統合は必要ない。
- 母校がなくなってしまうのは残念。
- もっと統合の具体的な話が聞きたかった。
- 今後も、しっかりと情報発信をしてほしい。

【 主な質疑・応答 】

Q 統合は決まっているのですか？

A 御園小の対策が必要であるという教育委員会の方針は変わりません。今後、保護者・地域住民の代表の方々との話し合いを進めた上で、統合を決定してまいりたいと考えています。

Q 統合による変化は子どもにとって大きな出来事です。どんな配慮を考えていますか？

A 統合の変化を少しでもスムーズにするために、例えば、統合する学校同士で、事前に子どもたち同士の交流を行うことや、統合後の学校に子どもたちのことをよく知っている、統合前の教員をバランスよく配置するなどの配慮をしていきます。

Q 統合しても小規模校ではないですか？今後の子どもの数は？

A 現在の幼児の数を基に試算した場合、統合後の学級規模は、クラス替えができる12学級程度を確保できると見込んでいます。

※ 裏面に続く

Q 統合のスケジュールはどのようになるのですか？

A 具体的なスケジュールは決まっていません。今後、保護者、地域住民の代表の方と学校統合に向けた話し合いを開始し、その協議の中で検討したいと考えています。

仮に名城小学校を統合地にすると、統合に伴う工事をいつ行うかなどによって変わってきますが、最短で2020年4月と想定できます。

Q 御園小と名城小だけでなく、他の中学校ブロックや他の区の学校と統合することは考えられないですか？

A PTA活動や地域活動が行政区を単位として行われていることから、行政区内での統合を検討します。さらに、小学校と中学校は、同じ中学校ブロックの中で教育活動や地域活動において密接な関わりをもっているため、中学校ブロックの中での統合の組み合わせを検討します。

Q 通学の安全はどのように確保するのですか？

A 登下校時の交通安全や不審者対応のため、警察や土木事務所などと連携して、通学路の安全対策や家庭地域との協力による安全確保に努めます。

Q 丸の内中の小規模化の問題の方が深刻です。今後どうするのですか？

A 現在、従来の計画に変わる新しい計画の策定を進めています。新しい計画では、中学校も対策の対象とし、その中で検討を行うこととなります。具体的な方策については、今後、検討してまいります。



説明会で配付いたしました資料は、下記の方法でお渡しすることができます。

① 教育委員会 教育環境計画室に電話等でお問い合わせいただく。

教育環境計画室 TEL : 052-972-3282

② 御園小・名城小から受け取る。(教頭先生にご連絡ください)

御園小学校 TEL : 052-231-1405

名城小学校 TEL : 052-962-6661

③ 名古屋市のホームページにも、後日掲載いたします。



HPへ

今後、保護者・地域住民の代表者による、御園小・名城小の統合に向けた具体的な内容を話し合う検討会を開催します。内容は今回と同じようにお便りでお知らせします。

御園小・名城小の小規模校対策に関するお問い合わせや、ご意見・ご質問等は、下記までお願いいたします。

教育委員会教育環境計画室 TEL : 052-972-3282

FAX : 052-972-4176

MAIL : a3226@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

学校規模適正化推進懇談会 委員

(50音順、敬称略)

委員氏名	所属等	全体会	部会	
			適正化	施設
川北 貴之	名古屋市立小中学校長会 会長	○	○	
河下 卓司	教員代表 (小・中学校)	○		○
河村 幸守	幅下学区区政協力委員会 委員長	○	○	
小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	○		○
佐藤 慎一	教員代表 (小・中学校)	○	○	
嶋津 隆文	NPOフォーラム自治研究理事長 (元田原市教育長)	○	○	
清水 敬介	名古屋市立小中学校PTA協議会 会長	○	○	
神野 英之	名古屋市区政協力委員議長協議会 議長	○	○	
杉本 義彦	那古野学区区政協力委員会 委員長	○	○	
土屋 武志	愛知教育大学教授	○	○	
藤井 斉子	名古屋市立小中学校PTA協議会 副会長	○	○	
坂野 幸彦	名古屋市立小中学校長会 副会長兼中学校部長	○		○
三輪 悠紀	江西学区区政協力委員会 委員長	○	○	

オブザーバー

氏名	所属等	全体会	部会	
			適正化	施設
三宅 光治	名東区長	○	○	
渡部 智恵	天白区長	○	○	
鬼頭 昌也	前なごや小学校長	○	○	